

確定申告期間前に申告書の提出ができる

所得税の還付申告相談会

市では、還付申告者（※）を対象に、確定申告期間前に還付申告相談会を実施します。相談対象となる人は、確定申告期間前でも申告書の記載・提出ができますので、ご活用ください。（昨年の確定申告書と見比べるなどして、資料を整えてからお越しください。）

とき／2月10日（水）・12日（金）

受付時間／午前の部 9：00～11：00

午後の部 13：00～16：00

ところ／市役所大仁庁舎 2階第1会議室

《※対象となる人》（事業所得は対象外です）

- ・給与所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける人
（年末調整後に控除の追加をする人も対象になります。）
- ・給与所得者で、年の途中で退職して年末調整をしていない人
- ・給与と年金収入、または年金収入のみの人

《持ち物 必ず用意してください》

- ・平成27年分の給与所得の源泉徴収票、または公的年金の源泉徴収票
※配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得がわかるものも必要です
- ・控除を受けるための各種資料（証明書・領収書など）
- ・還付を受ける金融機関の口座番号がわかるもの（本人名義の口座）
- ・印鑑、筆記用具、電卓

三島税務署による申告相談

【所得税・贈与税・消費税・地方消費税】

三島税務署

☎ 055-987-6711

とき／2月15日（月）～3月15日（火）

9：00～16：00

※期間中、土曜日、日曜日を除く

ところ／三島商工会議所 1階TMOホール

※混雑状況により、会場の受付を早く終了する場合があります。

※期間中、三島税務署内には確定申告会場を設けていませんのでご了承ください。

※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

（市営中央駐車場をご利用の場合は、駐車券を持参すれば無料になります）

《持ち物》

税務署からお知らせはがき、または確定申告書が送付されている場合はご持参ください。

- 収支内訳書、青色申告決算書
- 昨年の確定申告書、収支内訳書などの控え
- 源泉徴収票（給与、配当、公的年金等）
- 上場株式配当等の支払通知書など
- 控除証明書（社会保険料、生命保険料、地震保険料）
- 金融機関の預貯金口座のわかるもの
- 印鑑、筆記用具、電卓

※相談に時間がかかったり、正確な記載ができなかったりする場合がありますので、昨年の確定申告書や収支内訳書の控えなどをお持ちください。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます

検索 国税庁ホームページ 作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

●国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)



市が開催する確定申告相談会

とき／2月16日（火）～3月15日（火）

※期間中、土曜日、日曜日を除く。

受付時間／午前の部 9：00～11：00

午後の部 13：00～16：00

※来場者の人数などによっては、予定時間よりも早く受付を終了する場合があります。

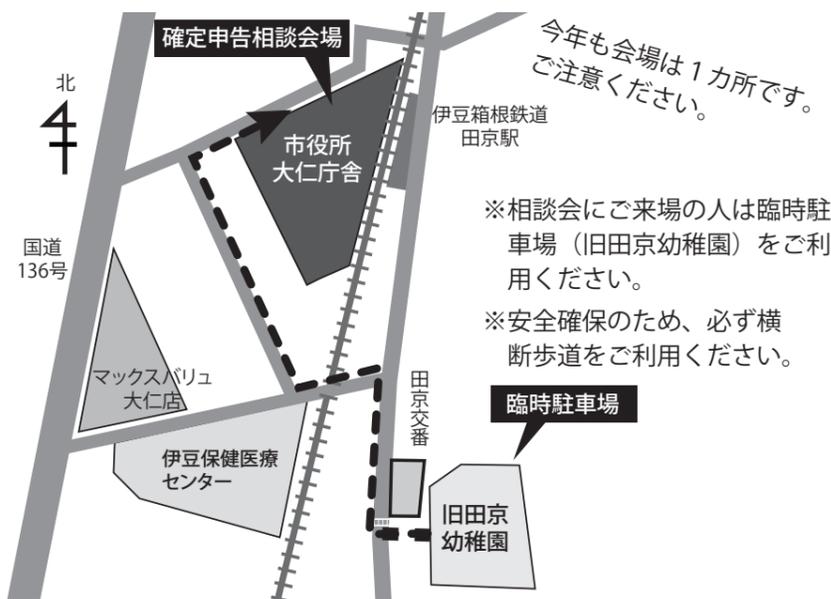
ところ／市役所大仁庁舎 2階第1会議室

※伊豆長岡庁舎、葦山支所、葦山福祉・保健センターでは確定申告相談会は行いません。

※大仁庁舎は駐車場が少ないため、公共交通機関や乗合せなどでお越しください。

市役所では、青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税の申告相談は行っていません。三島税務署が開催する申告相談で相談してください。

《会場は大仁庁舎です》



今年も会場は1カ所です。ご注意ください。

※相談会にご来場の方は臨時駐車場（旧田京幼稚園）をご利用ください。

※安全確保のため、必ず横断歩道をご利用ください。

臨時駐車場

公的年金などを受給している皆さんへ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。

ただし、還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。また、確定申告は不要であっても住民税の申告をすることで控除が受けられる場合があります。ご不明な点は直接問い合わせください。



所得税の確定申告

平成27年分

平成27年分の「所得税及び復興特別所得税の確定申告」の相談と、申告書の受付は、2月16日（火）から3月15日（火）までです。

市が開催する確定申告相談会、所得税の還付申告相談会、各種控除についての詳しい内容、計算式、持ち物などについての問合せ

市役所税務課
☎ 055-948-2918